

# 防災

Bousai

## 義援金のお礼

市役所で受け付けている東日本大震災の義援金について、皆さまからの温かいご協力をいただきありがとうございます。ありがとうございます。

これまでに市役所でお預かりした義援金は、左記の通りです。

4月26日現在

1050万773円

市役所では、引き続き義援金の受け付けを行っていますのでご協力をお願いいたします。

## 災害が発生したときの行動の目安

### 自主防災組織・自治会 単位で最寄りの避難所へ

人命が危険にさらされるとき、市災害対策本部、消防、警察などが避難の勧告や指示を行いますので、指定避難所へ避難しましょう。また、地域に危険が迫ったと判断した場合は、自主的に避難を開始してください。避難する際には、自主防災組織・自治会単位で行動することが望ましいです。いざというときに備えて、家庭や自治会などであらかじめ避難所や避難経路を決めておくことが大切です。



## 非常時持ち出し品を準備しておく

避難時に慌てないようにするためにも、日頃から「非常時持ち出し品」を準備しておきましょう。持ち出し品は、「非常食料」、「携帯ラジオ」、「飲料水」、「救急薬品・常備薬」、「懐中電灯」、「貴重品」といったものです。乳幼児がいる場合は「粉ミルクや離乳食」、持病がある人は「常備薬」など必要なものは家庭によって異なります。

量の目安は、支援物資が届くまでの3日間程度を基本に、重さと必要度を考慮します。重すぎると避難にも支障があるので、軽量でコンパクトなものを選びましょう。また避難の際は動きやすいスニーカーがお勧めです。



### リュック



避難グッズを入れるのは持ち運びが楽なリュックタイプを選びましょう。

### 非常用飲料水



生きるためには食料よりも水が大切です。1日1〜1.5リットル程度を目安に3日分を準備。

### 携帯ラジオ



大切な情報源になります。

### 懐中電灯

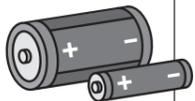


停電時の必需品。存在を知らせるシグナルにもなります。

### 救急薬・常備薬



### 予備電池



自分の居場所を知らせるほか、他人に危険を知らせるときも役に立ちます。

### 笛



地震の場合は断水となり、避難所のトイレは劣悪な環境になります。

### レジャーシート



通帳や保険証のコピー、現金、10円玉(公衆電話用)

### 下着、衣類



### 非常用食料品



乾パンやお粥の缶詰、アルファ米、栄養補助食品など

### タオル



汚れを拭く、保温、枕など、用途さまざま。数枚用意しておくといでしょう。

### アミーナイフセット



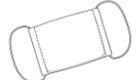
傷の手当て、食料の準備など用途はたくさんあります。

### 緊急連絡先



保険証、免許証、診察券、有価証券のコピーなど

### 手袋・マスク



### 折りたたみポリタンク



### 筆記具

### 家庭による必需品



眼鏡・コンタクト、入れ歯など、乳児がいる場合は哺乳ビン

## どこに避難したらいいか (市内の避難所)

| 名称            | 住所          | 標高 (単位:m) |
|---------------|-------------|-----------|
| 学校関係は体育館      |             |           |
| 勝浦小学校         | 勝浦2255      | 7.5       |
| 上西郷小学校        | 内殿591-4     | 29.0      |
| 神興小学校         | 東福間6丁目4-1   | 61.3      |
| 神興東小学校        | 津丸950       | 35.4      |
| 津屋崎小学校        | 津屋崎8丁目4-1   | 2.9       |
| 福間小学校         | 西福間2丁目4-1   | 9.2       |
| 福間南小学校        | 福津市67       | 9.2       |
| 津屋崎中学校        | 津屋崎1丁目5-16  | 5.0       |
| 福間中学校         | 花見が丘2丁目10-1 | 13.7      |
| 福間東中学校        | 津丸663       | 32.9      |
| 光陵高校          | 光陽台5丁目      | 42.5      |
| 水産高校          | 津屋崎4丁目46-14 | 1.9       |
| 公共施設など        |             |           |
| カメリアホール       | 津屋崎1丁目7-2   | 4.0       |
| 福津市中央公民館      | 手光2222      | 21.0      |
| 宮司コミュニティセンター  | 宮司浜2丁目15-1  | 6.4       |
| 福間体育センター      | 西福間2丁目9-1   | 5.8       |
| 津屋崎体育センター     | 津屋崎1丁目5-1   | 5.0       |
| 市立図書館         | 中央1丁目1-2    | 15.6      |
| ふくとびあ         | 手光南2丁目1-1   | 15.8      |
| あんずの里農林業体験実習館 | 勝浦1667-1    | 20.0      |
| 福祉会館「潮湯の里太陽館」 | 津屋崎1丁目37-17 | 3.0       |

# 公的年金受給者で



## 平成23年4月1日現在で 65歳の人にお知らせ



### 65歳になると、住民税の公的年金からの引き落とし(年金特別徴収)が始まります

平成21年から住民税の公的年金からの引き落とし制度が始まっています。この制度の導入により、年金を支給する年金保険者が、年金に掛かる住民税を公的年金から天引きし市町村へ直接納めるようになります。これは納税方法を変更するものであり、これにより新たな税負担が生じるものではありません。

#### 対象者

平成23年4月1日で65歳以上の公的年金の受給者  
※介護保険料が年金から引き落とされていない人や公的年金の金額が18万円未満の人、引き落とされる保険料や税の合計額が年金額を超える人などは対象外です。

#### 対象となる年金

老齢基礎年金など

#### 特別徴収の方法

##### ●特別徴収を開始する年度の徴収方法

- ・上半期(年度前半)は、年税額の1/4ずつを、6月・8月に普通徴収(※1)します。
  - ・下半期(年度後半)は、年税額から上半期に普通徴収した額を差し引いた残りの額を、10月・12月・2月における公的年金の支払ごとに特別徴収(※2)します。
- (※1)普通徴収→納付書や口座振替による納付 (※2)特別徴収→年金からの引き落としによる納付

##### 平成23年度の年税額が6万円の場合

| 徴収方法 | 期別  | 年金支給月    | 徴収税額          | 年税額6万円の場合の計算例 |
|------|-----|----------|---------------|---------------|
| 普通徴収 | 上半期 | 平成23年 6月 | 年税額(6万円)の4分の1 | 15,000円       |
|      |     | 平成23年 8月 | 同上            | 15,000円       |
| 特別徴収 | 下半期 | 平成23年10月 | 年税額(6万円)の6分の1 | 10,000円       |
|      |     | 平成23年12月 | 同上            | 10,000円       |
|      |     | 平成24年 2月 | 同上            | 10,000円       |

##### ●2年目以降の徴収方法

- ・上半期の年金支給月(4月、6月、8月)ごとに、前年度の下半期の特別徴収額の3分の1を仮徴収します。
- ・下半期の年金支給月(10月、12月、2月)ごとに、年税額から当該年度の上半期の特別徴収額を差し引いた残りの額の3分の1を本徴収します。

##### 平成24年度の年税額が9万円の場合

| 徴収方法 | 期別       | 年金支給月    | 徴収税額                                       | 年税額9万円の場合の計算例 |
|------|----------|----------|--------------------------------------------|---------------|
| 特別徴収 | 上半期(仮徴収) | 平成24年 4月 | 平成23年度の下半期分の額(3万円)の3分の1                    | 10,000円       |
|      |          | 平成24年 6月 | 同上                                         | 10,000円       |
|      |          | 平成24年 8月 | 同上                                         | 10,000円       |
|      | 下半期(本徴収) | 平成24年10月 | 年税額(9万円)から仮徴収した額(1万円×3か月分)を控除した額(6万円)の3分の1 | 20,000円       |
|      |          | 平成24年12月 | 同上                                         | 20,000円       |
|      |          | 平成25年 2月 | 同上                                         | 20,000円       |

年金支給額の変更や税申告により、年度の途中で所得あるいは控除の変更があった場合、年金からの特別徴収が一旦停止されることがあります。その場合、次の年度は、年金の特別徴収の開始年度と同じ徴収方法になります。

問い合わせ 市税務課市民税係(福岡庁舎) ☎43・8117

福岡県が提供する防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」は、携帯電話のメール機能を利用して、登録した人の携帯電話に災害時の情報や地域防犯情報を伝えます。また、受信したい情報の種類や程度は、登録時に任意に設定できます。なお、登録料は無料ですが、パケット料金(通信料金)は利用者負担となります。

#### 「防災メール・まもるくん」について

福岡県が提供する防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」は、携帯電話のメール機能を利用して、登録した人の携帯電話に災害時の情報や地域防犯情報を伝えます。また、受信したい情報の種類や程度は、登録時に任意に設定できます。なお、登録料は無料ですが、パケット料金(通信料金)は利用者負担となります。

#### 2 災害時の安否情報通知

利用登録時に、あらかじめ安否を知らせたい人(ご家族や友人など)のメールアドレスを登録しておきます。県内で震度5弱以上の地震が起こったときなどは、簡単な操作でご自身の安否を伝えるメールを配信できます。

#### 1 大雨・台風・地震・津波などの防災気象情報や避難勧告情報など

#### まもるくんの主な機能

気象情報の発表に合わせて、お住まいの地域の気象に関する注意報・警報情報、台風情報、地震情報、津波情報などを受信できます。

また、県からの災害時の注意の呼び掛け、市からの避難勧告などの防災情報も受信できます。

#### 3 福岡県避難支援マップ

避難所・徒歩帰宅者支援ステーション・災害拠点病院・救急病院的施設情報を、携帯電話で提供します。GPS機能付携帯電話なら、現在地から目的施設までの推奨ルートも教えてくれます。



問い合わせ 県消防防災課 ☎092・643・3112

登録方法  
登録用メールアドレス  
(mamoru@bousaimobile.pref.fukuoka.lg.jp)に空メールを送信し、その返信メールの内容に従って登録してください。



#### そのほか、お役立ち情報もあります!!

JR九州運行情報

花粉情報

紫外線情報

熱中症情報

#### 防災行政無線の運用方法について!

運用を開始して約1年半が経過いたしましたデジタル防災行政無線について、改めてその運用方法をお知らせします。

火災発生時のサイレン吹鳴は、消防団員の招集命令になります。消防団全員で消火業務にあたる火災発生時のサイレン吹鳴は、火災発生時のサイレン吹鳴後、被災地区(福津市〇〇区付近など)および火災種別(建物火災若しくは林野火災)について、放送もしています。放送時間については、午前8時半から午後9時までです。

なお、何時でもテレフォンサービスで火災種別・発生地区の確認ができます。番号は以下のとおりです。

☎0180-999-0960 (火災緊急放送)

消防団業務に対する、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いたします。

問い合わせ 市生活安全課(福岡庁舎) ☎43・81107